

議 長	副 議 長	局 長	次 長	課 長	係 長	係 長	係

委員会行政視察調査報告書

令和4年8月22日

三田市議会議長 様

生活地域常任委員会委員長 檜田 充

厚地 弘行

今北 義明

福田 秀章

大西 雅子

木村 雅人

林 政徳

随行者 まちの再生部ゼロカーボンシティ推進室クリーンセンター

新環境施設建設担当課長 岡本 栄幸

随行者 議会事務局議事総務課事務職員 清瀬 由莉

本委員会が実施いたしました行政視察の結果を下記のとおり報告します。

- 実施日 令和4年8月2日（火）～3日（水）
- 視察先 8/2 静岡県富士市
DBO方式による新環境クリーンセンターの整備事業について
8/3 静岡県富士宮市
農地取得に関する面積要件の緩和、その他農業に関する取組
について
- 視察先対応者 富士市 : (議会事務局) 遠藤主査、渡邊主査
(環境部) 遠藤統括主幹
富士宮市 : (議会) 鈴木議長
(議会事務局) 久保田局長、佐野係長、谷川主査
(農業委員会事務局) 中野局長、池田主査、
滝口主査
- 添付資料 (別紙のとおり)
- 調査結果の概要及び所見 (別紙のとおり)

生活地域常任委員会 視察報告書

1. 静岡県富士市

■視察参加委員：

◎檜田 充、○大西 雅子、厚地 弘行、今北 義明、 福田 秀章
木村 雅人、林 政徳

■随行者：

まちの再生部 ゼロカーボンシティ推進室 クリーンセンター新環境施設建設担当
岡本 栄幸 課長
議会事務局 事務職員 清瀬 由莉

■視察日時：令和4年8月2日（火）13：00～15：30

■視察事項：DBO方式による新環境クリーンセンターの整備事業について

■視察対応者

富士市役所 環境部 廃棄物対策課施設担当 遠藤 正徳 統括主幹
富士市役所 議会事務局 遠藤 美里 主査
渡邊 健太郎 主査

■視察概要および質疑

【概要】

1. 静岡県富士市の概要

人口 250,030人（令和4年4月1日現在）

面積 244,95km²

富士山の見えた日数（R3）：全体162日、一部99日、合計261日（8時に観測）

議員定数：32人

富士市は、東京まで146km、大阪まで410km、東に沼津市、西は静岡市に位置し東西が23.2km、南北が27.1km、海岸線が10,531mも存在する日本で唯一、富士山と海がある街で海拔0mから山頂を目指す「富士山登山ルート3776」が存在する。工業は紙製品の製造が盛んで、全国の約10%を占め特に衛生用紙（トイレットペーパーを含む）や紙器用板紙はどちらも全国の約30%を占めている。農業はお茶を中心にみかん、梨、キウイフルーツ、しきみ栽培が盛んである。そして漁業の田子の浦しらすは有名で地元客だけでなく観光客にも人気で、地理的表示保護制度へも登録されている。このように昭和58年11月1日制定された「富士に生きるわたくしたちは、歴史と伝統をうけつぎ、明日にむかって豊かな産業と文化のまちづくりをすすめるため、富士山のように広く、美しく、高く、たくましく、強く、正しく」という富士市民憲章が示すとおり富士山というシンボルを最大限に活用しながら豊かなまちづくりを目指している。

2. 視察概要

富士市新環境クリーンセンター整備運営事業の概要について

●事業名称

富士市新環境クリーンセンター整備事業

- ・富士市新環境クリーンセンター建設工事：土木建築工事、プラント機械設備工事
- ・富士市新環境クリーンセンター運営管理業務委託：20年間

●事業概要

設計、施工及び運営管理を民間事業者に一括して長期的かつ包括的に発注するDBO方式（施設の設計、建設、運営を民間事業者へ一括して発注する民間活力を活用した事業手法）

●ごみ処理施設

焼却能力 250トン/日（125トン/24H×2基）

炉型式 全連続燃焼式ストーカ炉方式

破砕能力 2.72トン/5H（剪定枝）

発電能力 6,800kW

●事業期間

建設工事 2017年2月16日～2020年9月30日（本格稼働開始日2020年10月1日）

運営管理 2020年10月1日～2040年9月30日（20年間）

●業務委託 受託者選定（後日追加提出分）

施設整備基本計画策定 随時契約参加企業4社 職員による審査

発注仕様書等作成・総合評価方式発注者支援 随時契約参加企業2社 外部による審査

設計施工管理等支援 随時契約参加企業1社 外部と職員による審査

●入札

入札方法 総合評価一般競争入札

落札者 川崎重工業グループ

- ・建設工事 川重・石井（地元）・井出（地元） 特定共同企業体
- ・運営管理 川重・シンキ（川重子会社） 特定共同企業体

●整備運営事業費

建設工事 226億8千万円

運営管理 145億8千万円 ※循環啓発棟の運営管理は除く（指定管理者）

※循環型社会形成推進交付金：6,556,583千円（建設費の約29%）

●その他関連工事及び業務委託等

設計施工管理等支援業務委託：291,600千円

東側緩衝緑地整備工事：124,446千円

環境影響評価事後調査業務委託（工事の実施時）：29,030 千円

電気工事負担金（特別高圧線埋設工事）：795,328 千円

●備考

余剰電力 売電（FIT・非 FIT）

焼却残渣 外部委託による全量資源化処理（溶融処理 3 社、焼成処理 1 社）

【質疑】

① 質問票に対する回答（上記の概要と同じ内容は省略）

Q. ごみの分別状況と処理の仕方について

A. 令和 4 年度富士市一般廃棄物処理実施全体計画を参照

Q. 臭いと有毒ガス、ダイオキシン等の処理はしているのか？

A. ごみの焼却で発生する排気ガスは「バグフィルター」と「触媒反応塔」の 2 種類の排ガス処理設備で除去し、ごみピットの臭気については、焼却炉の燃焼空気として誘引して熱処理することで、建物の外にこの臭気を出さないようにしている。

Q. 市民へ一般公開している施設等について、利用状況は？

A. 循環啓発棟の 2 つの役割があり、ふじさんエコトピア（修理再生施設）の R3 の実績は 9,150 人（工場見学 2,685 人を含む）。それ以外にコロナワクチン接種関連で、39,408 人利用。ふじかぐやの湯（余熱利用体験施設）は 57,179 人利用。

Q. 立地地域への配慮は？

A. 建設地の検討段階で建設地周辺地区（2 地区）と建設に関する協定書を締結し、その協定書に基づき、周辺地区の代表委員で組織された環境監視委員会に建設工事中、供用開始後における状況を定期的に報告している。

Q. 剪定枝破砕設備での処理後の再活用について

A. 剪定枝を破砕してチップとミンチにリサイクルして市民に無料で配布している。利用方法は主に茶畑の草抑えや肥料として利用されている。

Q. 富士山のふもとであることで配慮した点はあるか？

A. 富士市景観条例を遵守して、建物外壁の色彩に高彩度を排除した色彩及び壁面緑化を採用することで、周辺環境に調和するデザインとした。

② その他の質疑応答

Q. 富士市の全体のごみの量に対して能力はどの程度担保されているのか？将来のゴミ

の予測が難しいのではないかと？

A. 年間 63,000 トン (R3 実績) のゴミが出るが、約 10 日分のゴミをピット内に保管出来る施設設計となっている。人口の減少を考えながら尿と下水と災害対応を考え設計出来ている。今はコロナ中ですので家庭ごみはかなり増加したが、その分事業者ゴミがそれ以上に減少しているので処理出来ている。

Q. 直営から DBO 方式に変更したときに何か問題等があったか？

A. 内容はほとんど変わっていないが、検量とプラットフォームのみが委託となったのでスムーズに移行出来た。7 人のみが委託会社へ異動した。

Q. コスト削減はどのように計画されているか？ (20 年間)

A. 25.8%削減されると予測している。(売電の収益も含む)

Q. 分別方法が変わった場合は施設変更しながら運営するのか？

A. 事業者と協議することになる。

Q. ふじかぐやの湯の施設の条件や利用状況や市民の反響は？

A. 地元との協議を進める中で、循環型社会の形成や低炭素社会の実現や市民の交流や健康増進に貢献する目的から温浴施設を建設した。かなり好評を得ており、別の近隣の民間の施設が閉鎖したこともありこのような充実した施設はないと思う。

Q. 協定書の内容は？ (地元の配慮等)

A. どんな施設を作り、地元への説明をどのように行うか等が組み込まれた。長い間反対する住民の存在があり、その内容から地元が心配していることを理解してもらうために作成された。

Q. 地元に協力費は払っているのか？

A. 補助金はないが、道路を広げてほしいや公園を増やしてほしい等の地元の要望一覧表があり、その内容を対応している。協定書の内容に沿って進めている。

Q. プラントメーカーは変更しているか？三田はプラントメーカーと管理会社が別である。

A. コンサルは随時契約だが、同じコンサルとなっておりプラントメーカーも同じである。前回は前々回も同じである。(川崎重工業)

Q. 何年かかって R2 になったか？市民の声をどのように吸い上げ、また売電はどの程

度の収益が上がるのか？

A. 昭和51年の建物だったので平成12年頃から検討され始めた。平成15年1月に候補地に選定され10年後の平成25年に協定を締結。かなり地元の反対があったがご理解いただいた。安心安全への不安が大きかったので説明に時間がかかった。基本計画が策定されたが、地区の中で反対委員会のような組織が作られたがその団体に丁寧に説明していた。今は監視委員会という名称となりメンバーは施設を利用してくれている。売電の収益はR3の実績で約3億円となっている。地域電力ではなく第3の電力へ販売している。

Q. 余熱を使って温泉を運営しているが、運営するにあたって市の財政が使われているか？

A. 指定管理制度での経営となっておりR8.3月までの契約。年間約6,000万円のコストが発生している。人件費や運営管理等。

Q. 熱利用については、経済的なメリットはないということか？

A. 水道料金は井戸のためかからないが、700円の利用料は周りとの価格を配慮して設定した。経済的メリットはどう考えるべきか。

Q. この施設は市民への循環型社会の形成、健康増進への貢献を目的としているため温泉施設を作ろうと考えたのか？

A. もともと以前から温水プールや温泉が存在していたが、旧施設の閉鎖により閉館。その跡地は今後総合体育館として建設予定。

Q. クリーンセンターの職員の体制と業務内容とゴミの受け入れの体制について？

A. 現在60人。ゴミの収集業務と受け入れ業務がほとんどでそれ以外の職員は施設の運営管理は市役所内におり3名で対応。ほとんどが現業職員。混雑する日のみ予約、インターネットと電話で予約しているが今後公共施設の中に構築する予定。

ゴミの受け入れに対する費用は業者さんの場合はカードを発行して月払いや日払い等のニーズに合わせて設定している。一般市民は無料。指定袋は購入するが、ゴミの処理費用は入っていない。

Q. 一般の市民の見学等は誰が対応するのか？

A. 指定管理者が対応している。

【施設見学】

工場棟のバルコニーから森林環境創造ゾーンと屋外啓発ゾーンを視察。その後工場棟内

部の見学。ゴミの搬入から攪拌、焼却、エネルギー回収の有効活用、排ガス・排水処理、灰と鉄のリサイクル、施設の運転管理、剪定枝の破砕設備、可燃性粗大ゴミの破砕設備を順次見学。ある議員から、ゴミの攪拌は非常に難しくかなり高度な技術が必要との情報提供があり、一回に掴むゴミの量で技術力の差が出るとのこと。また可燃性粗大ゴミの破砕準備にかなりの人手がかかっている印象を受けた。資源回収棟では、市民への啓蒙意識の高い施設となっており職員が丁寧に説明している印象を受けた。循環啓発棟では不要になった家具を再生して展示販売しているコーナーや、今はコロナワクチンの接種会場として利用されているスペースもあり市民にとって有難い施設といった印象である。ふじかぐやの湯の入口は市民の憩いの場所になるようにいろんなチラシやポスターが準備されリピーターも多いのではと感じた。施設見学時にも各議員からいろんな質問が飛び交い、丁寧に回答いただいた。

【所見】

富士市新環境クリーンセンター整備運営事業は、まさしくこれから三田市が取り組まなければならない内容そのものだった。DBO方式による整備も大切ではあるが、平成12年に計画が検討され平成15年に候補地が選定されたのにも関わらず、10年後の平成25年にやっと地元との合意が得られ協定が締結されたと聞き、三田市での地元への説明や協力体制の検討が不可欠であり、より丁寧に実行されるべきと考える。今回参加した議員は、今後の三田市における新環境施設が市民にとって納得のいく建物であり運営である必要があると再認識し、今後の委員会においてしっかり今回の視察で得た情報を最大限活かしながら議論したいと思う。

生活地域常任委員会 視察報告書(静岡県富士宮市)

●視察参加議員

◎檜田充 ○大西雅子 厚地弘行 今北義明 福田秀章 林政徳 木村雅人
事務局随行
ゼロカーボンシティ推進室 クリーンセンター 担当課長 岡本栄幸
議会事務局 議事総務課 議事係 清瀬由莉

●視察日時 令和4年8月3日(水) 10:00~12:00

●視察事項 農地取得に関する面積要件の緩和、その他農業に関する取り組みについて

●視察対応者

富士宮市議会 議長 鈴木弘
富士宮市 産業振興部 農業政策課長(併任)農業委員会事務局長 中野信男
富士宮市 農業委員会事務局 主査 池田幸司
富士宮市 農業委員会事務局 主査 滝口悠美
富士宮市 議会事務局 局長 久保田雅史
富士宮市 議会事務局 庶務調査係長 佐野真理子
富士宮市 議会事務局 庶務調査係 主査 谷川光基

●視察概要及び所見

1. 富士宮市の概要

- ・人口 129,654人(令和4年4月1日現在)
- ・面積 389.08 km²
- ・市政施行 昭和17年6月1日
- ・議員定数 22人

2. 視察事業概要

「下限面積要件緩和による新規就農促進施策について」

(1)富士宮市の農業状況

- 市域内の高低差が3741mで日本一
標高差により気候が異なり地域ごとの特色のある農業
- 北部では広大な高原を利用した酪農・畜産が盛ん
東部南部ではお茶、その他の地域では水稲や野菜が主な生産物
- 焼きそば以外にも名産品がいろいろ
乳製品、日本酒、鱒、肉、わさび、いちご、落花生、たけのこ、お茶、にんじん、etc

経営耕地総面積: 1,338ha

経営体数等 農家経営体数: 868経営体

総農家数: 2,193戸

販売農家数: 810戸

(2)下限面積要件とは

農地を農地として賃借・所有権移転等の権利取得をするためには、農業委員会の許可(農地法第3条許可申請)が必要

この許可要件の一つが「下限面積」要件

権利取得後に一定規模以上の面積を耕作しないとダメ

新規就農者は就農しにくい状況

(通常)富士宮市全域 30アール(3,000m²)が下限面積

★国でも令和5年4月に下限面積が撤廃予定

(3)制度の概要

【概要】農地法第3条に基づく農地の所有権移転等の面積要件を緩和
下限面積を変更

(通常)富士宮市全域 30アール(3,000㎡)以上

(特例)制度適用区域 1アール(100㎡)以上へ

【開始日】令和3年4月1日から開始

【目的】

課題 農業従事者の高齢化や後継者不足による遊休地の増加

状況 小規模の農地を耕作したい意向を持つ方がいても、下限面積規定により耕作できない状況がある

⇒①遊休農地の解消

②新規就農の促進 のため、当市の下限面積について、別段の面積を定めることで対応
制度をはじめた経緯

【令和元年・令和2年】

空き家対策、移住政策、遊休農地の有効利用等の観点から、空き家に付随した農地の権利取得を想定した制度設計を検討

⇒ただし、

1 遊休農地については、空き家に関係なく見受けられる

2 空き家付随の農地・移住者だけの利用に限定される

といった課題があったため、より要件を緩和した制度で設計

別断面積及び区域指定の条件

※どの農地でも区域指定できるわけではない

【要件】

申請者 (1)新規就農者に限る(市外住民、法人 可)

(2)権利の取得の日から3年以上継続して所得した農地を耕作すること

場所 (1)筆単位の指定。所謂「の内」での指定は不可

(2)「遊休農地が相当程度存在する」と認められる「一団の農地」の区域内にあること

(4)制度を利用した事例と効果

【令和4年7月30日現在】

申請件数 3件(新規就農者3名)

相談件数 約30件

相談があり進行中 5件

直接的な効果

・新規就農者の増加

・遊休農地の減少

付随的・波及的な効果

・新規就農者が営農拡大し、地域農業に好循環となる可能性

・市農業関連経済の活性化、地域の活性化

・市域外からの移住者の増加 等

(5)課題検討

(1)新規就農者が就農先農地を見つけにくいのでは

⇒ 農業委員会での農地あっせん事業の活用等

(2)新規就農者が遊休地で営農することが難しいのでは

⇒ 遊休農地を整地等する事業の活用や新設の検討

静岡県「農のある暮らし創造事業」の活用

(3)新規就農者が住家・拠点・農機具等を見つけにくいのでは

⇒ 関連部局との連携、農地の出し手が希望する場合に合わせて道具等の状況を聞き取っておく

等の対応

(4)農地の集積・集約への影響について考慮する必要があるのでは

⇒ 農地法第3条許可の別要件で対応

3. 質疑応答

Q 地籍更生する場合小さな面積に大きな費用が掛かるのでは？

A 測量、地積更生登記は必須ではない。既存にある制限未満の農地もある程度ある。一筆としてそのまま申請していただく形になる。

Q 境界の紛争とかもめごとは起きないのか？

A 既存の公図上で分かれているのでそのまま登記の地積、地番の申請で現在のところ紛争とかは発生していない。

Q 下限面積を30アールから一気に1アールまで引き下げた理由は？

A 市域全体では30アールであり特定の条件を満たした場合に初めて1アールに下げるもの。

農業経営を疎外するような影響は見られない状況である。新規就農しやすいようにしたものである。

Q 制度の周知で工夫したことは？

A チラシを作成し農協等の関係機関に配布した。市の SNS を使った広報も。ケースが出た時に報道してほしいので新聞社、NHK 県内ニュースに周知した。関係する機関として宅建協会、書士会にも連絡した。

Q 成果が7/30 現在3件、相談約30件であるが見込んだ数とどうであったか？

令和5年4月に国でも下限面積を撤廃予定だがその関係でも今後の成果はどう見込んでいるのか？

A 当初見込みは年度内5件、相談20件ぐらいかと。相談は多かったが適用できるケースが少なかったのが実情。新規就農者が遊休農地での新規就農はハードルが高かった。農地を自ら探す設計だった。その点は改善しており、斡旋申し出を新規就農者からなるべく受けること、新規でも紹介できる農地の照会の対応をしている。

国の下限面積撤廃後についても新規就農したかったが新規就農申請が出てくると思うが今回の経験でどういった課題があるか新規就農経験者から聞いたり見えてきたものがある。

Q 三田市は兼業農家がほとんどである。新規就農者が申請して何かメリットがあるのか。補助金、手当等のメリットないとできないのでは？収入があることを考えないと新規就農にならないのでは。新規就農によって何かメリットはあるのか？

A 新規就農者の動機、どうして使いたいと考えたか、興味を持ったか、聞いているが、1000 m²未満で農業だけで所得を得ることに結びつけるのは難しいと考えている。経営拡大したいが小さい面積から始めて実験的という第一ステップが多い。家庭菜園としても多いのが実例である。

2種類あり、経営拡大の予定はないが農地として使っていただく方と経営拡大していくが実験的に使いたい方は拡大していく見込みがあると思う。

Q 空き家対策として、農家の空き家と農地が少しいつて30アールなければ農業できない場合ぐらいしか1アールのメリットはないのでは？それでも農家として認めてなにか補助金等があるのか？

A 補助金等の制度設計にはしていない。それでも就農したいという方が結構おられるのが現状である。空き家付きの農地も制度の利用としてはできる。現在の制度の中でも興味は持っていたい。

Q 農業は課題山積である。3人は市内か市街か。相談30件があっても就農できなかった理由は？

A 当初は制度の対象外であった「青地」の希望者が10件程。希望者の事情の変化で家族と相談した結果や病気になった事例が10件程。遊休農地がなかった事例が10件程。

3人は、2人が市内、1人は富士市。

Q 制度利用第1号の方はどのように探して来たのか？その後のフォローは実施されているのか？

A 農業委員会から斡旋ではなく自らがたどって探された。フォローについては造園業者であり草木の知識がありブルーベリー農業の勉強をされていた。

Q スキルのない人に対するフォローは今後されるのか？

A 農業技術に対するフォローは、県が「農のあるくらし創業事業」を実施しており、農家による研修と農地の整地、作物の出荷の体験をセットで行う団体に補助する事業がある。農協、県の出先機関、中間管理機構と調整して今年度実施で進めている。

Q 区域指定で遊休地10%がどれぐらいあるのか？

A 一団の農地を考えており、道路、川などで囲まれている中で10%あるかないかの観点で見ている。周辺のみを見て判断している。

Q 「富士宮市の農業」で路地野菜の認定新規就農者が14件あるが露地野菜はどんなものを作られているのか？

A 主に有機農法、自然農法的な新規就農が多かった。小松菜、イモ類、キャベツ、根菜類等を主に作

っている。

Q 農業経営は大規模でないと成り立っていかないのが現実。認定新規就農で5年後に年間所得300万円、年間労働時間2000時間程度というのはハードルが高い。露地野菜で継続してやっていけるのか？

A 言われるようにハードルは高い。国の補助の人材投資資金があり認定新規就農者に5年間年間150万円、夫婦の場合は225万円を活用している。農協、農林事務所、農業経営士と年に2回状況調査して対応しているが実際は厳しい。希望を持って新規就農を目指しているので国の補助活用して、規模拡大、農地斡旋、機器購入の相談もあり、国県の低利な資金を活用して相談に乗っている。

Q 補助金なくなったらやめないか？

A 中には施設栽培のイチゴとブドウで300万円を超える新規就農者もまれにある。施設栽培だとうまくいっているが、路地栽培だと収益の目標を超えるのは難しい。「業」としてしっかりやっていただける方、10年20年と食料生産を担ってくれる方は大事にしたい。年間300万円超えないと他の仕事に行ってしまう可能性があるので目標に到達できるように支援は続けていきたい。

4. 所見

今回視察した富士宮市の制度は、農業従事者の高齢化や後継者不足による遊休の増加といった課題がある中、小規模農地を耕作したい希望者に対し、下限面積を下げることにより、遊休農地の解消、新規就農者の促進を推進しようとする先進的な事例である。

富士宮市と三田市では自然条件や社会条件が異なるところもあるが、農業従事者の高齢化や後継者不足といった課題は三田市の事情も富士宮市と変わることはなく、三田市においても富士宮市の取り組みを制度導入の検討を含め参考にすべき内容と考える。

その時に新たな制度設計だけでなく、今の法令・規定の中で柔軟で弾力的な制度設計や運用の検討、工夫も必要と思われる。また、検討にあたっては新規就農希望者や現就農者へのヒアリングを通じてそれぞれの事情を把握して制度に反映させることも必要と感じた。

富士宮市では今回の制度を導入し経験したことにより得た、新規就農者の意向や希望事項、情報を、今後への施策や国の下限面積撤廃に向けての施策検討に活かしていきたいとのことである。三田市においても国の下限面積撤廃に向けて対応が必要である。

新規に農業を始めても農業経営の継続は収益、労働時間や技術の習得など、実際には厳しい現実がある。富士宮市においても食料生産の担い手を育むことに尽力されている。新規就農へ導くだけでなく、就農後の課題解決に向け経済的な支援や技術的援助など農業経営の継続や拡大に向けて複合的な施策が求められる。

三田市の基幹産業である農業施策において参考となる視察となった。

静岡県富士市 (8/2)



静岡県富士宮市 (8/3)

